

令和3年(く)第572号

C8 - S - 2nd

20210925郵送受

決 定

申立人 今 井 豊

上記の者からなされた前橋地方検察官上村正を被疑者とする付審判請求事件について、令和3年7月20日前橋地方裁判所がした請求棄却の決定に対し、申立人から抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、申立人作成の抗告申立書のとおりである。論旨は、要するに、申立人がした付審判請求を棄却した原決定はその判断を誤っているから、これを取り消した上、本件請求事実を前橋地方裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものと理解される。

本件請求事実の要旨は、請求人が告訴した事件の捜査を行っていた検察官である被疑者が、起訴の職権を故意に行使せずに上記事件を不起訴処分とし、その通知書を請求人に受領させるなどし、もってその職権を濫用して請求人の告訴権行使を妨害した、というものである。

原決定は、上記不起訴処分に違法な点はなく、請求人の権利の妨害にも当たりないから理由がないとして、本件請求を棄却したものであり、当裁判所もこれを支持することができる。

所論は、上記不起訴処分は合理的なものとはいえないというが、上記不起訴処分に対する不服をいうものにすぎず、被疑者に公務員職権濫用罪が成立する余地がないとした原決定の結論に影響しない。

よって、刑訴法426条1項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年9月22日

東京高等裁判所第5刑事部

裁判長裁判官

伊 藤 雅

人



裁判官

吉 井 隆

平



裁判官

新 宅 孝

昭

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 榎 井

